

理由書

本市では岐阜市都市計画マスタープランにおいて、「拠点を中心に土地利用が行われるまとまりのある市街地が、公共交通を主要な手段とする誰もが移動しやすい交通体系で連携する都市構造の形成」といった目標のもと、「コンパクト・プラス・ネットワークによる集約型都市構造」に向けた都市づくりを進めているところである。さらには、それらを推進するため、公共交通と連携し、居住及び都市機能誘導施設を緩やかに誘導する立地適正化計画を定めている中、今回変更を予定する三田洞地区および正木西町地区は、それぞれ北東部の地域生活拠点として位置づけられている地区である。

当該都市計画である防火地域及び準防火地域は、建築物の構造や材質等を規制することにより、市街地における火災の危険性を防除するために定める地域地区である。

こうした中、三田洞地区および正木西町地区は、地域生活拠点として一体的な土地の有効活用を図り、日常生活に必要な都市機能を集積させることを目的とした都市計画用途地域の変更に伴い、地域の防災性を向上させるため、準防火地域の追加指定を行うものである。